

## ■議案第78号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

### 【要旨】

四万十町総合交流拠点施設は、都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的に設置したものです。

当該施設は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、株式会社四万十ドラマが指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社四万十ドラマ」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

### 【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町十和川口62番地9 四万十町総合交流拠点施設
指定管理者	四万十町十和川口62番地9 株式会社四万十ドラマ
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 【指定管理者の候補選定理由】

今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に対して2者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、最高得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。